

多摩大学における研究活動及び公的研究費に関する行動規範

多摩大学（以下「本学」という）において、研究に関わる全ての者は、以下の事項を遵守し研究活動を行わなければならない。

1. 本学の研究に関わる全ての者は、一人ひとりが、本学の基本理念と高い倫理観に基づき、法令や関係規則および学内の諸規程を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努めなければならない。

また、研究・プロジェクトにおいて、申請書類に記載する業績に捏造や改ざんを加えてはならない。

2. 本学の研究に関わる全ての者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為の防止に努めなければならない。また、研究データ、資料等に関して厳密な取扱いを徹底し、紛失、遺漏、改ざん等を防ぐ適切な管理・保存等の処置を講じなければならない。

3. 本学の研究に関わる全ての者は、本学におけるすべての研究活動において人権を尊重するとともに、研究過程において入手した個人情報保護に努めなければならない。また、人間に関わる行動や心身に関わる個人の情報やデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、インフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に対してその目的と方法をわかり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

4. 本学の研究に関わる全ての者は、一人ひとりが本学の基本理念と高い倫理観に基づき、公的研究費の使用にあたって、法令や関係規則および学内諸規程を遵守しなければならない。

5. 本学の研究に関わる全ての者は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守し、細心の注意をもって適正な使用に努めなければならない。

以上